

関東地方整備局発注の一般土木工事における  
建設キャリアアップシステム活用モデル工事 実施要領

## 1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、関東地方整備局発注の直轄工事（官庁営繕関係および港湾空港関係を除く）において、発注者がCCUSを活用することを指定し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及び受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登録事業者率：  $CCUS登録事業者の数 / 下請企業の数$
- ・ 登録技能者率：  $CCUS登録技能者の数 / 技能者の数$
- ・ 就業履歴蓄積率：  $建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 / 工事現場へ入場した技能者の数$
- ・ 計測日： 登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を計測する日をいう。
- ・ 平均登録事業者率： 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。

- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

### 3. CCUS義務化モデル工事（試行）

#### （1）対象工事

関東地方整備局で発注する全ての一般土木工事（WTO対象工事）を対象とする。

#### （2）試行内容

3.（1）の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評価に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

#### （3）最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

1) 発注者は、受注者に対して3.（2）に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

2) 計測日は受発注者協議により工事の進捗状況に応じて適宜設定することとするが、工事の始期（工事着手日）から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。

なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

また、令和3年度以降の計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する可能性がある。計測頻度を変更する場合は本局担当課から別途連絡する。

3) 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は各指標の計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

#### (4) 工事成績評定への反映

受注者が3.(2)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について（平成25年3月25日付け国官技第323号。以下「工事成績評定実施要領」という。）の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

受注者が、3.(2)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

また、受注者が3.(2)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

#### (5) 未達成項目の公表等

受注者が3.(2)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

#### (6) CCUS現場利用料等の積算計上

CCUS義務化モデル工事においては、「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について」（令和4年4月28日付け、国技建管第1号）に基づき、「CCUS現場利用料等」の費用を積算計上するものとする。

##### 1) 概要

CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

##### 2) 用語の定義

###### ①カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

###### ②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

##### 3) 積算方法等

下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

「CCUS現場利用料等」は現場管理費として計上するが、積算体系上、便宜上「共通仮設費」の「技術管理費」にて積み上げ計上することとする。この際、これ

らの費用は全ての管理費の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

#### ①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

#### ②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

#### （7） 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS 義務化モデル工事の対象工事は、別紙 2 の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

## 4. CCUS 活用推奨モデル工事（試行）

### （1） 対象工事

各事務所が発注する一般土木工事（C 等級単独工事）の分任支出負担行為担当官が発注する工事についても、各都県建設業協会の要望を踏まえて試行できるものとするが、試行にあたっては本局技術管理課に相談されたい

### （2） 試行内容

4.（1）の対象工事において、受注者が CCUS の活用に取り組む旨を希望し、工事着手前に発注者に対して CCUS を活用することを協議した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(3) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

1) 発注者は、受注者に対して4.(2)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

2) 計測日は受発注者協議により工事の進捗状況に応じて適宜設定することとするが、工事の始期(工事着手日)から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。

なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

また、令和3年度以降の計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する可能性がある。計測頻度を変更する場合は本局担当課から別途連絡する。

3) 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は各指標の計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びC U Sによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

(4) 工事成績評定への反映

受注者が4.(2)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「5.創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

受注者が、4.(2)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

(5) 未達成項目の公表等

受注者が4.(2)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

## (6) CCUS現場利用料等の積算計上

CCUS義務化モデル工事においては、「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について」（令和4年4月28日付け、国技建管第1号）に基づき、「CCUS現場利用料等」の費用を積算計上するものとする。

### 1) 概要

CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

### 2) 用語の定義

#### ①カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

#### ②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

### 3) 積算方法等

下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

「CCUS現場利用料等」は現場管理費として計上するが、積算体系上、便宜上「共通仮設費」の「技術管理費」にて積み上げ計上することとする。この際、これらの費用は全ての管理費の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

#### ①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

（7） 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事は、別紙2の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

**5. フォローアップの実施**

モデル工事における効果や課題を検証する一環として、建設キャリアアップシステム活用目標の達成状況に応じた工事成績評定での考査について、実態把握のための調査を別途依頼することがあるので、承知されたい。